



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

162

請求部分	所在	丸亀市土器町西2丁目 (但し、小字名の記載を省略します)	地番	382番			
縮尺	1/600	補記事項					

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。平成19年1月22日

高松法務局丸亀支局  
 登記官 福家郁夫